

(表面)

児童手当・特例給付 氏名住所等変更届

提出年月日

年月日

(あて先) 八戸地域広域市町村圏事務組合管理者

受給者	変更前	氏名								
		住所								
	変更後	氏名								
		住所	電話 ()							
変更年月日		氏名	年	月	日	住所	年	月	日	
配偶者	変更前	氏名								
		住所								
	変更後	氏名								
		住所	電話 ()							
変更年月日		氏名	年	月	日	住所	年	月	日	
児童	変更前	氏名								
		住所								
	変更後	氏名								
		住所	電話 ()							
	変更年月日		氏名	年	月	日	住所	年	月	日
	変更前	氏名								
		住所								
	変更後	氏名								
住所		電話 ()								
変更年月日		氏名	年	月	日	住所	年	月	日	
変更前	氏名									
	住所									
変更後	氏名									
	住所	電話 ()								
変更年月日		氏名	年	月	日	住所	年	月	日	

備考

受給者 住所

氏名

印

◎ 太線で囲まれている欄を記入してください。字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。記名押印に代えて、署名することができます。裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(裏 面)

注意

- 1 この届は、次の場合に提出してください。
 - ① 受給者が氏名又は住所を変更した場合
 - ② 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）が氏名又は住所を変更した場合
 - ③ 受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
 - ④ 受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
- 2 児童の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公募等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
 - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
 - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 3 児童の住所変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 4 この届は、1の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に提出してください。